

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について(平成30年10月)

国の「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、国が定める総合事業の単価が改定されたことに伴い、広域連合では以下の通り取り扱います。

1 改定の内容

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

現行	新設	算定する場合の届出の要否
生活機能向上連携加算 100単位	生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位	不要
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)200単位	不要

同一建物減算の15%減算の創設、区分支給限度額の対象外化については、総合事業へは未適用。

(2) 介護予防通所介護相当サービス

現行	新設	算定する場合の届出の要否
なし	生活機能向上連携加算 200単位	必要
なし	栄養スクリーニング加算 5単位	不要

(3) その他

- ・上記以外の単価・加算については、すべて変更はありません。
- ・人員・設備・運営基準及び加算の算定要件等は平成30年度報酬改定後の訪問介護及び通所介護の取扱いに準じます。(適用開始日は改定日)
- ・詳細は、改正後の「地域支援事業実施要項」の該当部分を確認してください。
- ・サービスコードについては、サービスコード表を確認してください。
- ・請求用の総合事業単位数表マスタについては、10月中にホームページに掲載予定です。

2 改定日

2018年(平成30年)10月1日

3 「体制届出」

介護予防通所介護相当サービスの生活機能向上連携加算を算定する場合は、広域連合本部指定係まで加算算定の届出を行ってください。

(届出に必要な書類)

- ・変更届出書(様式第2号(第4条関係))
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額を記載したもの(重要事項説明書の料金表など)